

岩手県公安委員会告示第7号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨届出があった。

平成30年6月1日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

運転免許取得者教育を行う者の氏名又は名称	運転免許取得者教育に使用する施設の名称	変更事項	内容	
			変更前	変更後
有限会社水沢自動車学校	水沢自動車学校	法人の主たる事務所の所在地	奥州市水沢区大鐘町三丁目1番地	奥州市水沢大鐘町三丁目1番地
岩手第一株式会社	第一自動車学校	法人の主たる事務所の所在地	奥州市水沢区秋葉町155番地	奥州市水沢秋葉町155番地
前沢自動車学校株式会社	前沢自動車学校	法人の主たる事務所の所在地	奥州市前沢区字河ノ畑175番地	奥州市前沢字河ノ畑175番地
株式会社江刺自動車学校	江刺自動車学校	法人の主たる事務所の所在地	奥州市江刺区愛宕字梁川34番地の1	奥州市江刺愛宕字梁川34番地1